令和５年５月１７日
四国電力株式会社

伊方発電所に対する原子力規制検査の実施結果について
（令和４年度 第４四半期）

本日、原子力規制委員会において、令和４年度第４四半期における原子力規制検査等の実施結果が報告されました。

同報告では、昨年１０月に実施されたチーム検査において確認された、以下の１件の指摘事項に対する評価結果が示されています。

件　　名	伊方発電所３号機　大規模損壊訓練における有毒ガス対応内規等に基づく指示を行わなかったことに対する適切ではない訓練の自己評価
事象の概要	令和４年１０月５日、伊方発電所３号機で実施された大規模損壊訓練において、緊急時対策所の指揮者が、特定重大事故等対処施設の要員に対し、有毒ガス対応内規等に基づく指示を行わなかった。事業者は、訓練実施後の自己評価プロセスにおいて、指揮者が有毒ガス対応内規等に基づく指示を行わなかったことについて、問題点として特定せず、指揮者の対応に問題が無かったと評価し、改善事項を抽出せずに、自己評価プロセスを終了させていることを原子力検査官が確認した。
重要度※1／深刻度※2	緑／SLⅣ

※１：検査における指摘事項を安全上の重要度で分類したものであり、重要度が低い順に緑・白・黄・赤の４つに分類されており、総合的な評定および深刻度評価の入力となる指標。

※２：意図的な不正行為や虚偽報告の有無などにより検査における指摘事項の深刻度を分類したものであり、深刻度が低い順に SLⅣ・SLⅢ・SLⅡ・SLⅠの４つに分類されており、規制対応措置の実施要否を判断するための指標。

今回の指摘事項については、特段の規制措置が講じられるものではなく、事業者自らの是正措置により改善するものとされており、既に、当社の是正処置プログラム（ＣＡＰ）により、改善を行っています。

当社といたしましては、引き続き、規制への対応にとどまらず、伊方発電所の安全性向上に向けた取り組みを進めてまいります。

以　上